破産手続廃止

平成２７年（フ）第１７５号
茨城県つくば市上ノ室285―１、２階２―Ａ
破産者　株式会社ユーテック
１　決定年月日　平成28年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第１７６号
茨城県石岡市東成井2838番地１
破産者　株式会社東成園
１　決定年月日　平成28年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第１８８号
神奈川県小田原市栄町２丁目７番31号栄町ビル３階
破産者　有限会社植田商事
１　決定年月日　平成28年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１３１２号
名古屋市中区新栄１丁目38番17号
破産者　服部金属株式会社
１　決定年月日　平成28年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１４１２号
愛知県知多郡東浦町大字藤江字山敷175番地の４
破産者　有限会社神谷組
１　決定年月日　平成28年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９８号
神戸市西区伊川谷町潤和字北横尾238番359
破産者　有限会社スタートライン
１　決定年月日　平成28年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第９３号
兵庫県明石市魚住町長坂寺730番地　県住４棟508号
破産者　塚本　　整
１　決定年月日　平成28年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第２９６号
福岡県福岡市東区香住ヶ丘２丁目20番４号、申立時の住所鹿児島県鹿児島市東谷山５丁目３番13号
破産者　石坂　栄子
１　決定年月日　平成28年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第１８６３号
北海道江別市野幌寿町35番地24
破産者　三塚工業有限会社
１　決定年月日　平成28年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８５８号
札幌市白石区東札幌３条６丁目１―１第二小竹ビル３Ｆ
破産者　株式会社ｌｕｓｃｉｏｕｓ
１　決定年月日　平成28年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８４１号
東京都青梅市畑中３丁目464番地の３
破産者　井上　賢司
１　決定年月日　平成28年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第３６９号
神奈川県平塚市錦町５番７号
破産者　有限会社ツカサホーム
１　決定年月日　平成28年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第９３号
最後の住所　長野県千曲市大字寂蒔671番地７
破産者　被相続人亡寺田七郎相続財産
１　決定年月日　平成28年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

平成２７年（フ）第７９９号
京都市東山区本町８丁目91番地
破産者　株式会社ＡＴＨＥＮＡ
１　決定年月日　平成28年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３３３号
神戸市中央区三宮町２―５―13香月ビル
破産者　株式会社讃也
１　決定年月日　平成28年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５２９号
大阪市住之江区北島３―16―32　メゾン山本102
破産者　リアライズ株式会社
１　決定年月日　平成28年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２３２号
岡山県倉敷市南畝２丁目16番６号
破産者　さえき重機株式会社
１　決定年月日　平成28年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第２９８号
沖縄県島尻郡八重瀬町字伊覇235―２―３
破産者　株式会社オフィスジャパン
１　決定年月日　平成28年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１４７号
山形市桜田東２丁目11番16号　コーポ・ロイヤル桜田408号
破産者　合同会社オフィスケイ
１　決定年月日　平成28年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３９２号
静岡県磐田市国府台37番地22
破産者　株式会社天野組
１　決定年月日　平成28年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第３９３号
静岡県磐田市城之崎４丁目１番地の８
破産者　有限会社天翔
１　決定年月日　平成28年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係